

徳本砕石工業株式会社 採石場拡張事業 環境影響評価準備書

審査部会における意見概要、事業者の見解及び部会報告(案)

1. 騒音・振動

番号	意見者	該当頁	意見	事業者見解	部会報告(案)
1	成瀬委員	<p>準備書 p. 192～ 7-2-2 (2)</p> <p>表 7-2-15、 16(1)(2) 他</p>	<p>発破作業に伴い発生する騒音について、整合をはかるべき目標の評価をどのように考えておられますか。</p> <p>また、事後調査で、基準を上廻った場合の対応の方針を、示してください。</p>	<p>発破作業騒音の評価については、先例のアセスの事例を踏まえ、本アセスでは参考として、事業場内での作業であることを考慮し、敷地境界では特定工場の規制基準で評価しています。</p> <p>ただ、発破作業騒音は、継続して発生する騒音ではなく、ごく一時的に（単発的に）発生するものであることから、特定工場の規制基準にはそぐわないものであると考えられます。</p> <p>まして、近くに保全対象となる民家がない敷地境界における 60dB という基準は、採石事業にとっては負担の大きい基準と思われます。</p> <p>一方、保全対象の民家ではその生活環境の保全に配慮することは当然のことと考えています。</p> <p>発破騒音について参考となる目標として、日本火薬学会が発破音の人を対象とした提言値として“昼間の騒音については『100』または『暗騒音+30dB』のいずれか小さい方”があります。この提言値は人を対象としていることから評価地点は民家位置と考えられます。</p> <p>そうした観点から、発破騒音については、保全対象となる民家付近における評価を優先的に考え、民家付近では環境基準を下回っているが、「現状の民家位置より敷地境界側に新たな保全対象となる民家等が建った場合には対策を検討すること」としています。また、念のためモニタリング調査を実施することとしています。</p> <p>その事後調査（モニタリング調査）で、基準を上回った場合の対応方針ですが、まず先に発破騒音低減に寄与する保全措置を挙げると、①発破騒音・振動の保全措置である「No. 1、No. 3 での火薬量の制限」、②採取用機械の騒音の保全措置である「No. 1 付近の遮音壁の設置」があります。本アセスの予測結果で、比較的基準値の差が少ないのは No. 1（民家付近）地点ですが、これらの保全措置が実施されることにより、発破の状況により騒音がいくらか変動しても、基準を超える可能性は低いと考えられます。</p> <p>しかし、それでも基準を上回った場合には、事後調査の結果等から算出した基準を下回れる火薬量に制限してまいります。</p>	

2	成瀬委員	準備書 p. 199 7-2-3 (2) 図 7-2-7	機械の稼働に伴い発生する騒音、環境保全処置図を参考に、内容を分かりやすく、説明して下さい。 表 7-2-2 2 機械の適切なメンテナンスの実施、とありますが、発生源を抑えることですか。	<p>環境基準を上回った No. 1 (民家付近) 地点における予測断面は、p197 の図 7-2-6 に示すとおり、No. 1 (民家付近) 地点から 65.3m の位置に敷地境界があり、残置森林を経て、No. 1 (民家付近) 地点から 112.4m (敷地境界から 47.1m) と No. 1 (民家付近) 地点から 132.4m (敷地境界から 67.1m) の位置に採取用の機械の位置 (騒音発生源) があります。採取用機械の位置から敷地境界や民家にかけては下り勾配となっており、途中には遮蔽物 (回折点) となる小尾根などが無い位置関係となっています。</p> <p>そこで、p199 の図 7-2-7 に示すとおり、高さ 5m の遮音壁または高さ 5m の残壁を設置し、遮蔽物を設け騒音対策とします。</p> <p>原石採取は、10m 以下毎に小段を設けながら現地盤を掘り下げていくことから、ある深さまで掘り下げた時、採取位置と敷地境界または民家付近の位置関係において、法面頂端部による回折効果が設置した遮音壁または残壁と同等の回折効果が得られるベンチ高となる時期があります。</p> <p>その時期より下部の地盤で採取を行う際にはベンチ高による回折効果が保持されますので、遮音壁または残壁の対策は不要となります。</p> <p>保全措置における「機械の適切なメンテナンスの実施」は、整備不良などによる異常音などの騒音発生を防ぐことであり、発生騒音レベルの低減を見込んでいます。</p>	
---	------	---	---	---	--

2. 悪臭

番号	意見者	該当頁	意見	事業者見解	部会報告 (案)
			なし		

3. 水質

番号	意見者	該当頁	意見	事業者見解	部会報告 (案)
1	山田委員	準備書 p. 16~p. 30 製品生産工程と計画、排水処理計画	砕砂の洗浄方法、および洗浄後の汚水の処理方法が明らかにされていない。P. 34 に「採石洗浄水処理施設 (水洗式分別施設)」とあるが、どのような施設か、また「採石技術指導基準書に基づき脱水ケーキを措置」とあるが、それを具体的に示してほしい。	水処理施設及びその配置を下図に示します。	

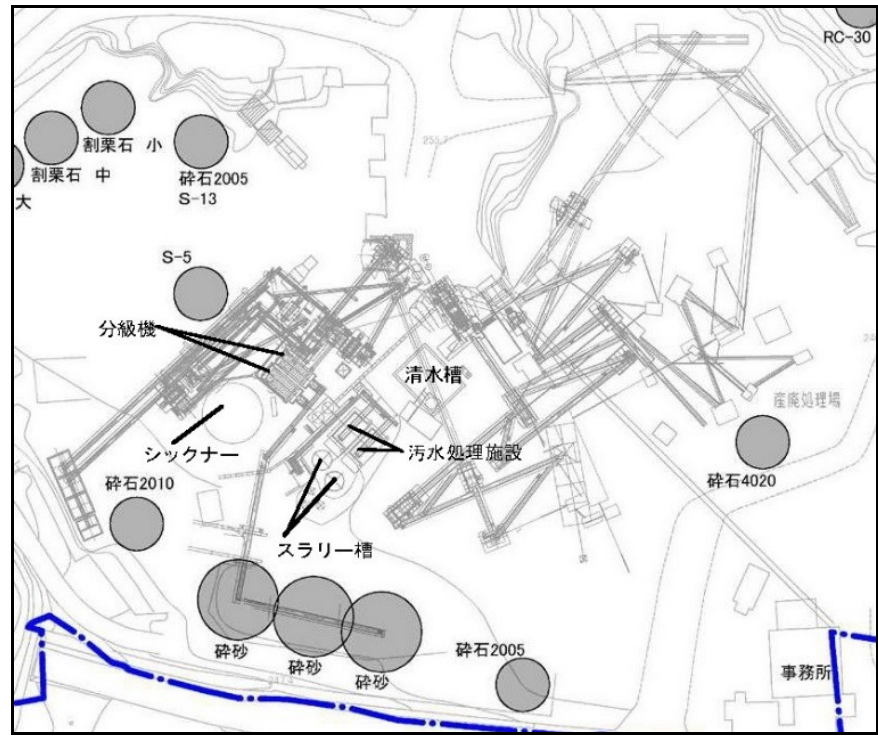


図 処理施設及びその配置

p22 の図 2-2-11、p23 の 図 2-2-12 における⑨ハスラー(3次破碎機)以降工程は、清水槽の水を洗浄水として使用しながら破碎、ふるい及び整粒を行っていきます。

これらの破碎、選別、洗浄工程で出た濁水は分級機に送られ、さらに砕砂と濁水に分けられます。その後、濁水はシックナー（沈降槽）へ移送され、その上澄み水は清水槽に貯められ、再び洗浄水（循環水）として再利用します。

一方、シックナーで沈殿された泥類はスラリー（攪拌）槽へ移送され、汚水処理施設でフィルタープレス（脱水機）によって脱水され、脱水ケーキとなります。ここで出てきた水は、清水槽に貯められ、洗浄水（循環水）として再利用するシステムとなっています。

「採石技術指導基準書(平成 15 年版)経済産業省資源エネルギー庁」に示された安定化するための措置としては、シックナー、フィルタープレス等の水洗施設による脱水、必要に応じた凝集剤の使用及び脱水ケーキの強度向上に必要な方法が示されています。脱水ケーキの強度向上に必要な方法とは、排水性のよい廃土若しくは廃石と適量混合又は石灰等改良材を適量添加し混合する、または、サンドイッチ工法とすることにより必要とされる物性を満たすように調整する方法です。

4. 地形・地質

番号	意見者	該当頁	意見	事業者見解	部会報告（案）
			なし		

5. 動物・植物・生態系

番号	意見者	該当頁	意見	事業者見解	部会報告（案）
			なし		

6. 景観

番号	意見者	該当頁	意見	事業者見解	部会報告（案）
			なし		

7. 文化財

番号	意見者	該当頁	意見	事業者見解	部会報告（案）
1	文化財保存課	準備書 p. 495 7-12-2 (2) 環境保全	埋蔵文化財包蔵地の試掘・協議について、準備書に記入されている通り、事前は大淀町教育委員会および高取町教育委員会と協議されるよう、あらためてご指導ください	埋蔵文化財包蔵地の試掘・協議については、ご意見及び準備書記載のとおり、大淀町教育委員会および高取町教育委員会と協議しつつ対応してまいります。	

8. その他・事業計画

番号	意見者	該当頁	意見	事業者見解	部会報告（案）
1	山田委員	準備書 p. 509 脱水ケーキの予測結果	安定化するための措置等を行った上で、対象事業実施区域内で埋め戻し等に再利用」とあるが、いつの時点で、どれだけの量を、どこへ埋め戻すのか、もう少し具体的に示してほしい。	脱水ケーキは、p25 の図 2-2-14 に示す仮置き場に仮置きするとともに、主に p12 の 表 2-2-4 に示す修景緑化を実施する時期に、p24 の図 2-2-13 に示す埋め戻し土、または、p37 の図 2-2-24 に示す修景盛土の基盤材として利用します。	